

○「高速ツアーバス等を企画・実施する旅行者が旅行者または旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について」(平成24年6月29日観産第132号)の一部改正に係る新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p>観産第132号 平成24年6月29日 一部改正 平成28年10月31日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長 殿</p> <p>観光庁長官</p> <p>道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス事業者)運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について</p> | <p>観産第132号 平成24年6月29日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長 殿</p> <p>観光庁長官</p> <p>高速ツアーバス等を企画・実施する旅行者が旅行者または旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について</p> |
| <p>平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、国土交通省では「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会を設置するうえ、再発防止策について徹底的に検討し、本年6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめたところです。</p> <p>これを受けて、今般自動車局より、別添写しのとおり、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示」(平成24年国土交通省告示第769号)が改正され、本年11月1日より、一般貸切旅客自動車運送事業者が届出を行う運賃及び料金を基に算定した当該運送に係る運賃及び料金の上限及び下限額を記載することとなったことから、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付について(平成26年3月26日付け国自旅第622号)」の参考様式を改正することとなったとの通知がありましましたのでお知らせします。</p> <p>また、これに伴い、「高速ツアーバス等を企画・実施する旅行者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について(平成24年6月29日付け観産第132号)」を改正するので通知します。</p> <p>なお、別紙のとおり、(一社)日本旅行業協会会長、(一社)全国旅行業協会会長に対し周知徹底を要請するとともに、都道府県についても、旅行業協会非加盟の旅行者等(旅行業法(昭和27年7月18日法律第239号)第11条の2に規定する旅行者等を言う。)に対し周知徹底を要請したところですので、申し添えます。</p> | <p>本年4月29日に開越自動車道において発生した高速ツアーバスの事故を受け、国土交通省では、6月11日に、今夏の多客期の安全確保のための緊急対策等の具体的な安全対策について、「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」を決定したところです。</p> <p>この中で、旅行者・貸切バス事業者間の取引内容の明確化及び公正な取引の確保を図るため、運送に関する文書の作成・保存を義務付けることとされており、</p> <p>これを受け、今後は、高速ツアーバス等を用いた企画旅行に係る契約については、別紙のとおり、契約の文書化、保存を行うよういたしましたので、通知します。</p> <p>本件に関しては、今般、旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)第10条第9号の規定について、旅行者と旅行に関するサービスを提供する者(貸切バス事業者)との契約に関しても、文書の作成・保存が旅行業務取扱管理者の職務の対象となることを明確化するため、旅行業法施行規則の一部を改正する省令(平成24年国土交通省令第68号)において改正することとしました(6月29日公布、7月1日施行)。</p> <p>なお、貸切バス事業者についても、契約にかかると書類の保存義務を追加した旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令が本年7月20日から施行されることとされており、また、このうち高速ツアーバスに関しては、今般の事故を踏まえ、早急な対応が求められていることから、これに先行し、7月1日から同様の取り組みを実施することとされており、あわせて通知します。</p> <p>また、別添写しのとおり(一社)日本旅行業協会会長、(一社)全国旅行業協会会長に対し、周知徹底を要請するとともに、都道府県についても、旅行業協会非加盟の第2種旅行者、第3種旅行者及び旅行者代理業者に対し、周知徹底を要請したところであるので、申し添えます。</p> |
| <p>(別紙)</p> <p>道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス事業者)運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について</p> <p>貸切バス事業者運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行者が貸切バス事業者と締結した契約の内容は下記のとおりとする。</p> | <p>(別紙)</p> <p>高速ツアーバス等を企画・実施する旅行者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について</p> <p>高速ツアーバス等を企画・実施する旅行者が貸切バス事業者と締結した契約の内容は下記のとおりとする。</p> |

1. 契約の内容

- (1) 運送の申込みに係る記載事項
運送の申込みの記載事項を以下のとおり定める。
- ① 運送の申込みの氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先
 - ② 運送を受ける貸切バス事業者と運送契約を締結する者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先
 - ③ 運送の申込みに係る乗車人員
 - ④ 乗車定員別又は車種別の事業用自動車の数
 - ⑤ 事業用自動車の配車の地点及び日時
 - ⑥ 旅客が乗車する区間
 - ⑦ 運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の時間
 - ⑧ 事業用自動車の発車及び到着の日時、宿泊又は待機を要する場合はその旨その他事業用自動車に関する旅行の日程
 - ⑨ 運賃及び料金の支払方法
 - ⑩ 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第12条に規定する運賃の割引の適用を受けるときは、その旨
 - ⑪ 特約事項があるときは、その内容
なお、貸切バス事業者から旅行者に対し、運送の引受けに係る手数料又はこれに類するものを支払う場合には、その額又は率を記載のこと。ただし、これとは別に書面により貸切バス事業者と旅行者の間で契約が締結されていて、当該契約の内容に手数料又はこれに類するものの支払について記載されている場合は、記載は要しない。

(2) 運送の引受に係る記載事項

道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）から交付された旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第7条の2に規定する運送引受書の記載事項とする。

2. 運送の申込み及び運送引受書保存等

- (1) 運送の申込み及び運送引受書の保存
運送申込み書は、原則として貸切バスの運行単位（運行の開始から終了まで）毎に作成し、貸切バス事業者が交付した最終的な契約内容が記載された運送引受書を保存する。
なお、実務上の利便性も考慮し、必ずしもこれに限定せず、1. の記載事項を貸切バスの運行単位毎に複数の書面に保存すること、又は、1. の記載事項を貸切バスの運行単位毎に把握できる形式で記録することなども可能とする。

(2) 運送引受書等の保存期間

- ① 運送引受書の保存期間は、運行の終了の日から1年間とする。
- ② 運送引受書とは別に、貸切バス事業者と旅行者との間で書面による契約が締結されていて、当該契約の内容に手数料又はこれに類するものの支払について記載されている場合、当該書面の保存期間は、当該契約の有効期限終了の日から1年間とする。

(3) その他

モデル様式は別添のとおり。

1. 契約の内容

- (1) 運送の申込みに係る記載事項
運送の申込みの記載事項を以下のとおり定める。
- ① 運送の申込みの氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先
 - ② 運送を受ける貸切バス事業者と運送契約を締結する者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先
 - ③ 運送の申込みに係る乗車人員
 - ④ 乗車定員別又は車種別の事業用自動車の数
 - ⑤ 事業用自動車の配車の地点及び日時
 - ⑥ 旅客が乗車する区間
 - ⑦ 運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の時間
 - ⑧ 事業用自動車の発車及び到着の日時、宿泊又は待機を要する場合はその旨その他事業用自動車に関する旅行の日程
 - ⑨ 運賃及び料金の支払方法
 - ⑩ 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第12条に規定する運賃の割引の適用を受けるときは、その旨
 - ⑪ 特約事項があるときは、その内容

(2) 運送の引受に係る記載事項

道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）から交付された旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第7条の2に規定する運送引受書の記載事項とする。

2. 運送の申込み及び運送引受書保存等

- (1) 運送の申込み及び運送引受書の保存
運送申込み書は、原則として貸切バスの運行単位（運行の開始から終了まで）毎に作成し、貸切バス事業者が交付した最終的な契約内容が記載された運送引受書を保存する。
なお、実務上の利便性も考慮し、必ずしもこれに限定せず、1. の記載事項を貸切バスの運行単位毎に複数の書面に保存すること、又は、1. の記載事項を貸切バスの運行単位毎に把握できる形式で記録することなども可能とする。

(2) 運送引受書の保存期間

運送引受書の保存期間は、運行の終了の日から3年間とする。

(3) その他

モデル様式は別添のとおり。